



# 洪水・土砂災害の緊急避難場所

対象地域	緊急避難場所
新浜町、東前町、浜町、只越町、天神町、大只越町、大町、大渡町、鈴子町、駒木町	浜町集会所（2階）、浜町復興住宅（5階集会室）、 <b>大町復興住宅1号棟（6階集会室）、釜石小学校校舎（4階）、市教育センター（5階）</b> ※改修工事のため休止中
大平町、嬉石町、松原町	<b>大平中学校体育館</b> 、大平集会所、望洋ヶ丘集会所
平田	<b>平田小学校体育館</b> 、平田公園クラブハウス
中妻町、千鳥町、八雲町	<b>釜石中学校校舎（3階以上）</b>
上中島町、新町、住吉町、礼ヶ口町、源太沢町	<b>双葉小学校地域連携施設、双葉小学校校舎（2階以上）</b>
小佐野町、定内町、野田町、小川町、桜木町、甲子町第11地割～第16地割	<b>小佐野地区生活応援センター（小佐野コミュニティ会館）（3階）、小佐野小学校体育館、小佐野小学校校舎（3階以上）</b>
甲子町第1～10地割	<b>甲子小学校体育館、甲子小学校校舎、旧大松小学校体育館</b> 、大洞集会所
鍋倉	鍋倉集会所
両石町	女遊部集会所
鶴住居町、片岸町、栗林町	<b>鶴住居小学校・釜石東中学校体育館、栗林小学校体育館、栗橋地区基幹集落センター</b>
橋野町	能舟木集会所
箱崎町	鶴住居公民館仮宿分館、箱崎集会所
唐丹町	<b>唐丹小学校・唐丹中学校体育館</b> 、片川集会所、荒金集会所、山谷集会所
市内全域	遠野運動公園駐車場（遠野市）

※赤字は、市が避難指示などを発令したときに、職員を配置し開設する緊急避難場所です



# 火災・地震災害の緊急避難場所

対象地域	緊急避難場所	対象地域	緊急避難場所
新浜町	釜石第二魚市場構内（火災のみ）	上中島町、新町、住吉町、礼ヶ口町、源太沢町	双葉小学校校庭
東前町、浜町	魚河岸テラス駐車場（火災のみ）	小佐野町、定内町、小川町、桜木町、甲子町15・16地割	小佐野小学校校庭
只越町、大只越町、天神町	仙寿院境内	松倉	釜石市球技場、釜石高校校庭
港町、松原町	松原公園（火災のみ）	松倉、大畑	甲子小学校校庭、甲子中学校校庭
大町、大渡町、駒木町	釜石小学校校庭	大松、洞泉	旧大松小学校校庭
鈴子町	シープラザ釜石屋外駐車場（火災のみ）	鶴住居町	日向公園（火災のみ）
嬉石町	市民交流センター広場	鶴住居町、片岸町	鶴住居小学校・釜石東中学校校庭
嬉石町、大平町	白山小学校校庭	栗林町	栗林小学校校庭
大平町、平田	釜石商工高校校庭	橋野町	旧橋野小学校校庭
大平町、嬉石町	大平中学校校庭	唐丹町片岸	片川集会所前広場
平田	平田小学校校庭（火災のみ）	唐丹町小白浜	唐丹小学校・唐丹中学校校庭
千鳥町、中妻町、八雲町	釜石中学校校庭（火災のみ）		

※近くに火災・地震緊急避難場所がない場合は、屋外の広場などに避難しましょう

津波災害の緊急避難場所は、広報かまいし10月15日号に掲載する予定です。

# 6月は雨が多い季節です

## 土砂災害に備えましょう

釜石市は、地震・津波災害とともに、洪水・土砂災害発生の危険性が高い地域です。市内には土石流危険渓流が419カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が608カ所、合計1027カ所の土砂災害危険箇所があります。

災害から身を守るためには、日頃からの備えが大切です

- ① 自宅周辺の状況や緊急避難場所の確認
- ② 早めの避難

洪水や土砂災害などの雨に関係する災害は、早めの避難が重要です。まだ大丈夫だと思っているうちに雨が激しくなり、避難することがかえって危険な状況になることがあります。災害に備え、あらかじめ自宅周辺の危険箇所を確認し、早めに避難する習慣を身につけましょう。

土砂災害から身を守るための備え



釜石市Web版ハザードマップ ※災害危険箇所や避難場所をWebで確認できます



知ってほしい防災情報（保存版）



問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441

## 洪水・土砂災害時の避難行動の基準

警戒レベル4

## 避難指示までに必ず避難

警戒レベル状況	避難情報等	皆さんが取るべき行動	判断の参考情報
5 災害発生又は切迫	緊急安全確保 ※1	命の危険 直ちに安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4 災害のおそれ高い	避難指示 ※2	危険な場所から 全員避難	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報
3 災害のおそれあり	高齢者等避難 ※3	危険な場所から 高齢者等は避難	洪水警報 大雨警報 氾濫警戒情報
2 気象状況悪化	大雨注意報 洪水注意報（気象庁）	自らの避難行動を確認する	氾濫注意情報
1 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを高める	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです